



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田多町二丁目11番地カヅミビル7F702

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ VISA及び在留資格について

今号のトピックは、今後ますます需要が高まるVISA及び在留資格を取り上げます。

「VISA」と「在留資格」は、外国人が日本で生活や仕事をする際に非常に重要な要素です。近年、国際化が進む中で、これらの需要が増加しています。特に、労働力不足が深刻な分野では、特定技能や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の需要が高まっています。また、留学生や観光客の増加に伴い、留学ビザや短期滞在ビザの申請も増えています。このような背景から、ビザや在留資格に関する手続きや制度の理解がますます重要になります。

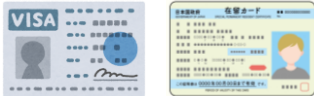
そもそも「VISA」と「在留資格」は、何が違うの？

「VISA（査証）」と「在留資格」は関連していますが、それぞれ役割が異なります。

簡単に言うと **VISAとは、外国人が日本に入国すること及び滞在することが適当であるとの推薦の性質をもつもの**です。日本国外で発行され、通常は日本大使館や領事館で申請します。入国時にそのビザが有効であるかを検査されます。一方で、**在留資格とは、日本国内での活動を認める法的な地位**です。入国後、日本での活動内容（例：就労、留学、家族滞在など）に基づき与えられます。例えば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ場合は、指定された職種での就労が許されます。

主な違いのポイント

項目	VISA	在留資格
役割	入国許可のため（入国・滞在の推薦の性質をもつもの）	国内での活動内容を規定
申請場所	日本国外（大使館・領事館）	日本国内（入国管理局）
対象	入国前に必要	入国後に必要



VISAと在留資格について、もっと詳しく！！



～VISAとは～

「VISA（査証）」とは、外国人が特定の国に入国する際に、その国の領事館や大使館などが発行するもので、「入国すること及び滞在することが適当であることの推薦状」のようなものを指します。VISAは、申請者の入国目的や滞在予定期間に基づき発行され、主に次の役割を果たします。

役割① 入国許可の審査 → ビザを取得することで、申請者が入国基準を満たしていることを証明します。

役割② 滞在内容の制限 → 滞在可能な期間や活動内容（観光、就労、留学など）が明確化されます。

なお、**VISAが不要となる場合もあります**。ビザが不要となるかどうかは、入国したい国、目的、滞在期間などで異なりますが、日本は多くの国とビザ免除協定を結んでいます。この場合、日本国籍を持つ人が短期滞在（観光やビジネス目的など）で訪れる場合、ビザが不要となります。例として、アメリカ、カナダ、韓国、シンガポールなどが挙げられます。滞在可能な期間は国によりますが、多くは30～90日以内となっています。

～在留資格とは～

「在留資格」とは、日本に滞在する外国人が、その滞在中にどのような活動をするのかを法的に定めたものです。具体的には、日本国内で行う活動や目的に応じて、取得できる種類が異なります。在留資格は、日本での滞在を認める根拠となり、活動内容や滞在期間を決定する重要な要素です。

在留資格は全部で29種類ありますが、29種類のうち日本における在留資格の種類は「永住者」が最も多く、次に「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」と続きます。労働力不足への対応で即戦力の外国人を受け入れるため2019年に新設された「特定技能」の申請件数も近年大きく伸びてきています。

日本での在留資格を得るには、入国管理局での申請や、活動内容に応じた書類の提出が必要です。例えば、働きたい場合は、雇用先からのサポートが不可欠で、学生として留学したい場合は、入学予定の学校の推薦が求められます。

つまり

VISAは「日本に入るための鍵」、在留資格は「日本での滞在を認める許可」と考えると分かりやすいですよ。

**タスク行政書士法人では行政手続に幅広く対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください！**

次号の予告TOPIC 「もしもシリーズ！！こんなときどうする？Part4」

